

寄附金申込書

年 月 日

独立行政法人国際観光振興機構
理事長 殿

寄附申込者〔 法人 個人 〕

※法人か個人か○で囲んでください。

ふりがな

名 称

住 所 〒

ふりがな

氏 名

印

国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成6年法律第79号)の趣旨に賛同し、同法第9条に定める業務に供するため、貴振興機構に下記の金額を寄附いたします。

記

1 寄 附 額 円也

2 寄附金の希望使途 「IPBA 第31回年次東京大会(IPBA2021)」
開催費用として

3 寄附金の支払予定日 年 月 日

(備考/連絡先)

ご担当者氏名・役職

TEL/FAX

E-mail

申込書記入の注意事項

寄附金申込書

お申込み日を必ずご記入下さい

年 月 日

独立行政法人国際観光振興機構
理事長 殿

法人・個人のどちらかを選択してください

寄附申込者〔法人 個人〕

※法人か個人か○で囲んでください。

ふりがな

名 称

住 所 〒

寄附者様の情報をご記入頂き、押印をお願い致します。

(※法人でのお申込みの場合は社印、
個人でのお申込みの場合は個人の印を押印ください。)

ふりがな

氏 名

印

国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成6年法律第79号)の趣旨に賛同し、同法第9条に定める業務に供するため、貴振興機構に下記の金額を寄附いたします。

記

1 寄 附 額 ●●●,●●● 円也

2 寄附金の希望使途 「XXXXXXXX 国際会議」
開催費用として

支払い予定日は、お申込み日から1週間～10日後の日にちを設定して下さい。

(お申込み後、弊局より受理書を発行しその後、お振込みをお願いしております。受理書発行までおよそ1週間～10日程度かかります。)

3 寄附金の支払予定日 年 月 日

(備考/連絡先)

お申込書の内容について弊局よりご連絡させていただく場合がございます。法人・個人どちらの場合でもご担当者様のご連絡先(電話番号、Email)は必ずご記入下さい。

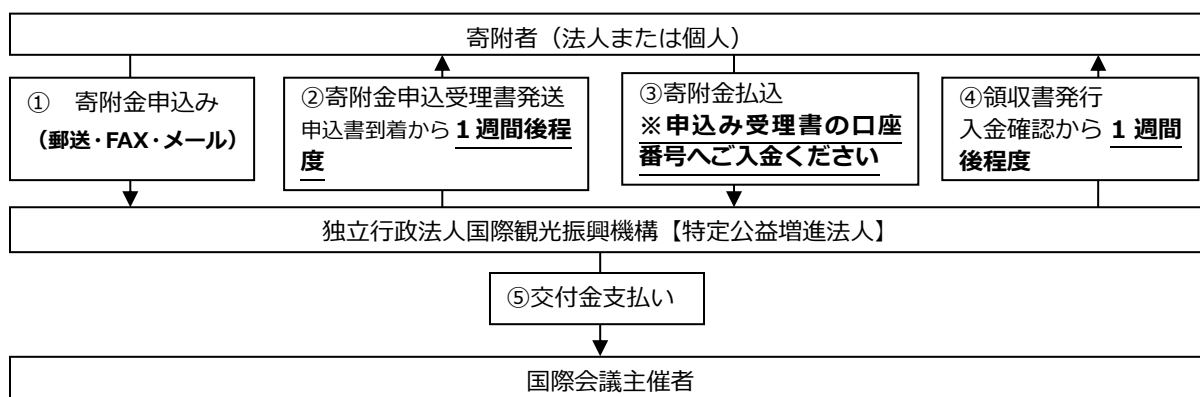
ご担当者氏名・役職

TEL/FAX

Email

本申込書に記載された、氏名、住所、寄附額等の個人情報については、機構の寄附金取扱い業務にのみ使用される旨を本紙の提出をもって同意いたします。又、必要に応じて当該会議主催者並びに関係省庁への報告がなされることを併せて同意いたします。

IPBA 第 31 回年次東京大会 (IPBA2021)



① 寄附金の申込み

寄附金申込書 (様式第 5 号) に必要事項を記入し、当機構宛てにご郵送、FAX、またはメール (申込書をスキャンして添付) にてお送りください。

※申し込みをされてから、すぐにご入金いただけるわけではございません。申込書の受領後、1 週間～10 日ほどお時間がかかりますので、ご注意ください。

(記入内容に押印不足等の不備がある際は申込書を返送し、修正したものを改めてお送りいただきますのでご了承ください)

申込書送付先：〒160-0004 東京都新宿区四谷 4-1 細井ビル 4 階

独立行政法人国際観光振興機構 MICE プロモーション部 誘致推進グループ 担当：鈴木・大西・康 (こう)

TEL：03-6691-4852

FAX：03-6856-1330

e-mail：cvnews@jnto.go.jp

② 寄附金申込受理書の発送

前記の寄附金申込書を受領し確認次第、当機構から寄附金申込受理書 (様式第 6 号) を送付いたします。

受理書に記載されている寄附金払込み口座宛に寄附金のご入金をお願い致します。

※受理書の発行には 1 週間～10 日ほど時間がかかりますので、入金日にご注意いただくようお願い致します

③ 寄附金の払込み

振込先口座の情報は寄附金受理書に記載してありますので、寄附金は必ず当機構指定の寄附金払込み口座宛にお振り込み頂くようお願い致します。(振込手数料は寄附者様にてご負担ください。)

※申込書をお送りいただいても、当機構指定口座以外へのご入金は、課税優遇措置の対象外となりますので、ご了承ください

お振込は、会議開催日の前、2021 年 4 月 19 日 (月) までにお願います。

注) 銀行間の為替記号では、独立行政法人は「ドク」となるため、お振込の際は「ドク」コウキョウコウキョウコウキョウ コウキョウキョウ
とご記載下さるようお願い致します。

④ 領収書の送付

ご入金を確認され次第、当機構は領収書 (様式第 7 号) を発行・送付いたします。領収書は大切に保管して下さい。

お振込み頂きました寄附金につきましては、特定公益増進法人に対する寄附金として所得税法および法人税法上、課税優遇措置がつけられます。

なお、国際観光振興機構は所得税法施行令第 2 1 7 条、法人税法施行令第 7 7 条の特定公益増進法人の「1 号法人」に指定されておりますため、所轄官庁発行の「証明書」はございません。

⑤ 交付金の支払い

寄附金は、当機構から主催者に交付金として交付します。